

令和7年度札幌市エイズ予防活動助成金交付要綱

(通則)

第1条 札幌市エイズ予防活動助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、札幌市のエイズ対策のより一層の推進を図るため、HIV 感染症・エイズの発生予防及びまん延防止に係る活動を行う、患者団体を含む非営利組織又は非政府組織(以下、「NGO等」という。)が活動を行う際の会場費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 この要綱により助成を受けることができる団体は、HIV 感染症・エイズの発生予防及びまん延防止に係る活動を行うNGO等とする。

(助成の内容)

第4条 NGO等が、その活動場所として区民センター等の有料の会場を使用するにあたり、その会場費(付帯設備使用料及び冷暖房費を含む)について助成を行う。

その活動場所を使用しての活動内容については、次の各号に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

なお、当該活動が、他団体等の助成や委託契約等を受けている、又は受けることが決定している場合は、当助成との重複が可能か否かについて、その団体等に確認すること。

- (1) 営利を目的としない公益的な活動。
 - (2) 札幌市民を対象とした活動。(市外住民も対象に含まれる場合、活動の効果が市民に還元されるようなものは、助成の対象とする。)
 - (3) 政治活動又は宗教活動でないこと。
- 2 助成する金額については、1団体につき年間5回まで、1回あたり 1,200 円を上限(1,200 円に満たない場合は実費)とする。
- 3 申請順に受け付けるものとし、予算額に達した時点で締め切りとする。

(助成金の交付申請手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、その定める期日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市エイズ予防活動助成金交付申請書(様式1)
当助成を受けて会場を使用する日の 10 営業日前(原則)までに提出
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の札幌市エイズ予防活動助成金交付申請書を受理したときは、活動の目的及び内容の適正並びに金額の算定などを審査し、助成金を交付することを決定したと

きは、札幌市エイズ予防活動助成金交付決定通知書(様式2)により、助成金を交付しないことを決定したときは、札幌市エイズ予防活動助成金不交付決定通知書(様式3)により、申請団体に通知するものとする。

(活動報告書)

第7条 助成団体は、助成による活動を行った後5営業日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市エイズ予防活動助成金交付事業活動実績報告書(様式4)
- (2) 会場使用に係る領収書(原本を様式5に貼付)
- (3) 口座振替申出書(様式6)
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、助成を行った活動内容について、説明、及び関係書類の開示を求めることができる。なお助成団体は、これに応じなければならない。

(助成金の額の確定及び交付等)

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合、その報告に係る活動の実施結果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認した後、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、札幌市エイズ予防活動助成金確定通知書(様式7)により当該団体に通知する。

2 市長は前項の規定による助成金確定の通知後、すみやかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段又は違法な行為により、助成を受けたとき
- (2) その他この要綱に違反した場合

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、札幌市エイズ予防活動助成金交付取消決定通知書(様式8)により、当該団体に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を取り消した場合、期限を定めて、当該団体に対して交付した助成金の返還を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を請求するときは、札幌市エイズ予防活動助成金返還決定通知書(様式9)により、当該団体に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。